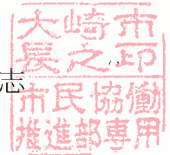


大崎ま第85号  
令和5年4月28日

特定非営利活動法人  
おおさきエフエム放送 御中

宮城県大崎市長 伊藤 康志



督促書兼市民への説明要請書

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法第29条の規定により、毎事業年度ごとに1回、事業報告書等を特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮城県条例第34号）第8条に定められた期限までに提出しなければなりません。しかしながら、貴法人については期限内に提出されず、また、速やかに提出していただくよう法人事務所宛て督促書を送付したにもかかわらず、いまだ提出されていません。

つきましては、別紙「市民への説明要請」に基づき、下記1に掲げる点について、下記2により市民への説明を実施するとともに、その実施された説明内容について、まちづくり推進課宛て書面にて送付いただきますよう要請します。あわせて、下記3に掲げる書類を令和5年5月26日（金）までに提出いただきますよう督促します。また、期限までに事業報告書等が提出されない場合は特定非営利活動促進法第80条第1項第5号に該当するものとして、定款に定められた代表権を有する理事の所在地を管轄する地方裁判所に対して過料事件通知を行います。 おって、法人役員宛て本書の写しを送付します。

なお、本書の発送と事業報告書等の提出が行き違いとなりました場合は御容赦願います。

記

1 説明を要請する点

事業報告書等の提出がなされていない理由及び今後の提出の予定

2 市民に対する説明

(1) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、貴法人の検討に委ねられるものです。参考例としては以下のものがありますが、説明内容を記載した文書を市民協働推進部まちづくり推進課に対して送付し、市ウェブサイトに掲載することによって代替することもできます。

(例)

- ・貴法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の開示、備置き及びニュースレター等への掲載
- ・貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載

(2) 説明期限

令和5年5月19日（金）

（市ウェブサイトに掲載する場合、まちづくり推進課への送付期限も同日とします。）

3 提出が必要な書類

(1) 事業報告書等

- ・令和2年度分（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日である事業年度分）
- ・令和3年度分（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日である事業年度分）

裏面もご覧ください。

(2) 事業報告書等の提出書類（以下①～⑥について各事業年度2部ずつ）

- ①事業報告書
- ②活動計算書（当分の間、収支計算書を活動計算書とみなすことができるとされています。）
- ③貸借対照表
- ④財産目録
- ⑤前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがわかる者全員の氏名、住所・居所等及び報酬の有無を記載した名簿）
- ⑥前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿

(3) 提出期限

令和5年5月26日（金）必着

4 提出先

宮城県大崎市市民協働推進部まちづくり推進課 地域自治・NPO担当  
〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号

（参考）

○特定非営利活動促進法

第29条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

第43条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

第80条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事、又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

1～4 （略）

- 5 第25条第7項若しくは第29条（これらの規定を第52条第1項（第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第49条第4項（第51条第5項、第62条（第63条第5項において準用する場合を含む。）又は第52条第2項、第53条第4項若しくは第55条第1項若しくは第2項（これらの規定を第62条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

○特定非営利活動促進法施行条例

第8条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

【問合せ先】

大崎市役所市民協働推進部まちづくり推進課  
地域自治・NPO担当 主査 青沼

TEL:0229-23-5069 FAX:0229-23-2427

メール: machi@city.osaki.miyagi.jp